

# 南三陸町 総合防災訓練を実施しました



11月6日(日)の午前7時30分から10時まで、町全域において「平成28年度南三陸町総合防災訓練」を実施しました。  
住民の方々や関係機関から約5,000人の参加をいただき、土砂災害、地震・津波への備え、火災発生時における対応などについて訓練が行われました。

**要配慮者とは**  
「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方」をいうものとされています。  
要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。

日頃から、例えば、振り込め詐欺の被害に遭わないよう、遭わせないよう、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活（安全）を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

## 要配慮者への気配り、心配りについて



危機管理課住民安全係  
☎ 46-1376



毎月11日は  
**南三陸町安全・安心の日**

△12月11日は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です、

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないよう、地域において自配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。

年末・年始を迎えて、ご家族・ご親戚が集うなどするこの時期、要配慮者の方々が安心して暮らすことのできる安全な環境について、改めて話し合いを持ちましょう。

## △問い合わせ

建設課土木建築係

☎ 46-1376